

定 款

綿半ホールディングス株式会社

綿半ホールディングス株式会社 定款

第一章 総 則

(商 号)

第 1 条 当 会 社 は、綿半ホールディングス株式会社と称し、英文では
W a t a h a n & C o . , L t d . と表示する。

(目 的)

第 2 条 当 会 社 は、持株会社として次の事業を営む会社の株式を所
有することにより、事業会社の事業活動を支配、管理するこ
とを目的とする。

- (1) 土木・建築工事の設計、請負、施工及び建造物の維持管理
- (2) 土木・建築資材、設備機器等の製造、販売及び賃貸
- (3) 車両、建設用機械及び器具の販売並びに賃貸
- (4) 植木、盆栽類の生産販売
- (5) 日用家庭用品、衣料品、農業・園芸用品、医療用具、工具、
家具、インテリア、家庭電器製品、スポーツ用品、書
籍・文具・玩具、ペット用品、貴金属・装身具、古物等
の販売、賃貸及び輸出入
- (6) 食料品、酒類・飲料、切手・印紙・タバコの販売
- (7) コンピュータ及び同関連機器・通信機器・事務機器及びそれ
らのシステム・ソフトウェアの開発、販売、賃貸
- (8) 化粧品及び医薬部外品の販売
- (9) 医薬品、工業薬品、化粧品及び其の原料、石油化学製品、鉱物
性製品、水処理工器械、医療用器械、宝飾品、各種油脂の
販売及び輸出入
- (10) 不動産の所有、賃貸借、保全、売買、仲介(1
1) 前各号に付帯または関連する一切の事業
- (12) その他適法な一切の事業

当 会 社 は、前項の目的のほか、次の事業を営むものとする。

- (1) 子会社・関連会社等に対する経営指導
- (2) 金銭の貸付、債務の保証その他の金融業務
- (3) 情報通信機器・情報通信システム等の賃貸及び維持管理
- (4) 不動産の売買、賃貸、仲介及び管理
- (5) 高齢者に対する福祉、介護に関するサービスの開発、運営、
販売

(6) 畜産・農業サービス業

(7) 前各号に付帯または関連する一切の事業

(8) その他適法な一切の事業

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を長野県飯田市に置く。

(機関)

第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

(1) 取締役会

(2) 監査等委員会

(3) 会計監査人

(公告の方法)

第5条 当社の公告は、電子公告により行う。

2 事故その他やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

第二章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、50,000,000株とする。

(株主名簿管理人)

第7条 当社は、株主名簿管理人を置く。

2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。

3 当社の株主名簿及び新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備置き、株主名簿及び新株予約権原簿への記載または記録、その他株式並びに新株予約権に関する事務は、これを株主名簿管理人に取り扱わせ、当社においては取り扱わない。

(株式取扱規程)

第8条 株主名簿及び新株予約権原簿への記載または記録、その他株式または新株予約権に関する取扱い及び手数料、株主の権利行使に際しての手續等については、法令または本定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

(単 元 株 式 数)

第 9 条 当 会 社 の 1 単 元 の 株 式 数 は 、 1 0 0 株 と す る 。

(単 元 未 満 株 主 の 権 利 制 限)

第 10 条 当 会 社 の 単 元 未 満 株 主 は 、 以 下 に 掲 げ る 権 利 以 外 の 権 利 を 行 使 す る こ と が で き な い 。

(1) 会 社 法 第 1 8 9 条 第 2 項 各 号 に 掲 げ る 権 利

(2) 取 得 請 求 権 付 株 式 の 取 得 を 請 求 す る 権 利

(3) 募 集 株 式 ま た は 募 集 新 株 予 約 権 の 割 当 て を 受 け る 権 利

第 三 章 株 主 総 会

(招 集)

第 11 条 当 会 社 の 定 時 株 主 総 会 は 、 毎 事 業 年 度 終 了 後 3 ヶ 月 以 内 に こ れ を 招 集 し 、 臨 時 株 主 総 会 は 、 必 要 あ る と き に 随 時 こ れ を 招 集 す る 。

2 当 会 社 は 、 感 染 症 拡 大 ま た は 天 災 地 変 の 発 生 等 に よ り 、 場 所 の 定 め の あ る 株 主 総 会 を 開 催 す る こ と が 適 切 で な い と 取 締 役 会 が 決 定 し た と き に は 、 株 主 総 会 を 場 所 の 定 め の な い 株 主 総 会 と す る こ と が で き る 。

(基 準 日)

第 12 条 当 会 社 は 、 毎 年 3 月 3 1 日 の 最 終 の 株 主 名 簿 に 記 録 さ れ た 議 決 権 を 有 す る 株 主 を も っ て 、 そ の 事 業 年 度 に 関 す る 定 時 株 主 総 会 に お い て 権 利 を 行 使 す る こ と が で き る 株 主 と す る 。

2 前 項 に 定 め る ほ か 必 要 が あ る と き は 、 取 締 役 会 の 決 議 に よ っ て あ ら か じ め 公 告 し て 、 臨 時 に 基 準 日 を 定 め る こ と が で き る 。

(招 集 権 者 及 び 議 長)

第 13 条 株 主 総 会 は 、 法 令 に 別 段 の 定 め が あ る 場 合 を 除 き 、 取 締 役 会 の 決 議 に よ っ て 、 取 締 役 社 長 が こ れ を 招 集 す る 。 取 締 役 社 長 に 事 故 が あ る と き は 、 取 締 役 会 に お い て あ ら か じ め 定 め た 順 序 に 従 い 、 他 の 取 締 役 が 招 集 す る 。

2 株 主 総 会 に お い て は 、 取 締 役 社 長 が 議 長 と な る 。 取 締 役 社 長 に 事 故 が あ る と き は 、 取 締 役 会 に お い て あ ら か じ め 定 め た 順 序 に 従 い 、 他 の 取 締 役 が 議 長 と な る 。

(決 議 の 方 法)

第 14 条 株 主 総 会 の 決 議 は 、 法 令 ま た は 本 定 款 に 別 段 の 定 め が あ る 場 合 を 除 き 、 出 席 し た 議 決 権 を 行 使 す る こ と が で き る 株 主 の 議

決権の過半数をもって行う。

- 2 会社法第309条第2項に定める株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第15条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

- 2 前項の場合には株主または代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を株主総会ごとに提出しなければならない。

(電子提供措置等)

第16条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

- 2 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(議事録)

第17条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録する。

第四章 取締役及び取締役会

(取締役の員数)

第18条 当会社の取締役は、15名以内とする。

- 2 前項の取締役のうち、監査等委員である取締役は3名以上とする。

(取締役の選任)

第19条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。但し、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とは、区別して選任するものとする。

- 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

第20条 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、選任

後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

3 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

(重要な業務執行の決定の委任)

第21条 当社は、会社法第399条の13第6項に基づき、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部または一部の決定を取締役に委任することができる。

(代表取締役及び役付取締役)

第22条 代表取締役は、取締役会の決議により選定する。

2 代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。

3 取締役会の決議により、取締役会長及び取締役社長を各1名並びに取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を選定することができる。

(取締役会の招集権者及び議長)

第23条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、議長となる。但し、取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序に従い、他の取締役がこれに代わる。

(取締役会の招集通知)

第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議方法)

第25条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

(取締役会の決議の省略)

第26条 当社は、議決に加わることができる取締役の全員が取締役

会の決議事項について、書面または電磁的記録により同意をしたときは、当該決議事項を可決する旨の決議があったものとみなす。

(取締役会の議事録)

第27条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役はこれに記名押印または電子署名する。

(取締役会規程)

第28条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(報酬等)

第29条 取締役の報酬、賞与、その他職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議をもってこれを定める。但し、監査等委員である取締役の報酬とそれ以外の取締役の報酬とは区別して定める。

(取締役の責任免除)

第30条 当会社は、取締役会の決議によって、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

2 当会社は、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

第五章 監査等委員会

(監査等委員会の招集通知)

第31条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2 監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。

(監 査 等 委 員 会 規 則)

第 32 条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。

第六章 会計監査人

(会 計 監 査 人 の 選 任)

第 33 条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(会 計 監 査 人 の 任 期)

第 34 条 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(会 計 監 査 人 の 報 酬 等)

第 35 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。

第七章 計 算

(事 業 年 度)

第 36 条 当会社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの 1 年とする。

(剰 余 金 の 配 当 等 の 決 定 機 関)

第 37 条 当会社は、剰余金の配当等会社法第 459 条第 1 項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により定めることができる。

(剰 余 金 の 配 当 の 基 準 日)

第 38 条 当会社の期末配当の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。

2 当会社の中間配当の基準日は、毎年 9 月 30 日とする。

3 前 2 項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(配 当 金 の 除 斥 期 間)

第 39 条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

2 前項の金銭には利息を付けない。

附 則

(監査役との責任免除に関する経過措置)

第 1 条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、第73回定時株主総会において決議された定款一部変更の効力が生ずる前の任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において取締役会の決議によって免除することができる。

2 第73回定時株主総会終結前の監査役（監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約については、同定時株主総会の決議による変更前の定款第40条第2項の定めるところによる。

上記は当会社定款に相違ない。2

023年6月23日

綿半ホールディングス株式会社

代表取締役社長 野原 勇